

鳥取県事業承継マッチング登録補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県事業承継マッチング登録補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「県内中小企業者」とは、県内に所在する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社のうち譲渡希望事業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者は除く。
- (2)「事業引継ぎ支援センター」とは、産業競争力強化法第134条に基づき設置された鳥取県事業引継ぎ支援センターをいう。
- (3)「M&A」とは、企業の既存経営資源を活用することを目的に企業や事業の経営権を移転する取引をいう。ただし、資本、資産等の取引を伴わない業務連携等は除く。
- (4)「金融機関」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 全国地方銀行協会又は第二地方銀行協会に加盟し県内に支店を有する地方銀行
 - イ 信用金庫法に基づく会員の出資により設立した県内に支店を有する信用金庫

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内中小企業者のM&A仲介委託等に要する経費を助成し、もって後継者不在の県内中小企業者の円滑な事業承継・事業引継ぎ（以下「事業承継」という。）の促進を目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また上限は同表の第4欄に掲げる額とする。）とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費については、県内の中小企業者等が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に定める交付申請書を商工労働部長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定及び交付額確定の通知は、様式第1号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による実績報告は、第5条の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

